

## 1. 施設運営・支援方針・予算計画

### (1) 施設運営

平成28年度は、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法の施行年でもあり、法人理念「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」と、2年目となる法人第4期3ヶ年計画に基づく利用者支援向上や人材育成強化、地域における合理的配慮の実現、生活困窮や累犯触法などによる生きにくさを抱えた人たちへの支援を含む地域福祉の向上啓発や社会貢献のための実践を継続して行う。利用者・家族ニーズや職員要望を踏まえて法人・施設の存在意義を改めて確認・共有し、グループホーム設置も含めた5年後10年後の24時間365日型の地域生活支援のビジョンづくりを行い、地域へのアウトリーチを含む既存の事業所の枠組みをこえた包括ケアシステム実現への足がかりを築いていきたい。もとより利用者満足（CS）を高め利用者の安定登所を実現するための高品質の支援サービスの提供を重視し、既存のメニューに加えてアニマルセラピーや重度障害者のコミュニケーションツールの開発等新たな取り組みの検討・施行を行いながら、施設利用率を高めたり、関係機関との連携により新たな利用者を受け入れることで経営基盤の安定につなげる。

理念経営の進展を図るためには事業収入の安定確保も極めて重要だが、施設・法人の持続的発展を図るためには職員個々の成長意欲を喚起しつつ福利厚生を充実させることで職員満足（ES）を高めていく必要もあり、そのために多角的な学びの機会や主体的な活動、業務上の裁量の保障、ミーティングや事例検討会の充実、業務マニュアルの見直し等を行うことで組織マネジメントの強化を図っていきたい。さらに、事業所内での諸活動の取り組みの延長上で、地域社会へのアウトリーチや公益的な取り組み（社会貢献活動）の充実を目指し、もって社会満足（SS）の向上につなげる。CS、ES、SSの3つが有機的に関連した活動（実践）に加え、BCPを含む防災対策のための取り組みや地域との相互コミュニケーションを図るためのタウンミーティングの開催等を具体的に進め、地域（福祉）に必要なとされる地域連携の一拠点としての施設としてイノベーションを図っていきたい。

#### 施設運営方針

〔法人の理念〕 「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」

〔支援テーマⅠ〕 自由・選択・決断（決定）

障害に対する誤った理解や制約をなくし、できる限り自分の意志で選択し、決断のできる活動内容を提供し、より豊かな生活を目指す。

〔支援テーマⅡ〕 V I V A（ビバ）！くすのき！ V I V A（ビバ）！かつしか！

V I V Aは「万歳」の意であり、その語源は「生きること」と言われる。利用者が住み、私たちの活動フィールドでもある葛飾や、お互いをたたえ合い障がいや世代をこえて共に生きること（＝共生）を大切にしていくほか、V I V Aを頭文字に障害福祉をめぐる今日的課題を踏まえて次の点を重視する。

Variety（バラエティ）＝さまざまなニーズに応えうる多様性に富んだ、

Interface（インターフェイス）＝人を結びつける“絆”役として、

Voice（ボイス）＝一人ひとりへの声（訴え）への傾聴を徹底し、

Advocacy（アドボカシー）＝しっかり代弁、権利擁護する支援。

一人ひとりの利用者やご家族、地域の方々の“声なき声”に傾聴し、障害者権利条約や障害者差別解消法の理念を具現化すべく、合理的配慮、意思決定支援の中身を豊かにする支援実践に努めていく。

### (2) 利用者支援方針

利用者ひとり一人の尊厳と人権を尊重し、持てる力を最大限引き出すことを念頭に、日常生活支援と作業支援を活動の柱とし、利用者一人ひとりの自己実現と社会参画を意識したニーズと要望を踏まえた個別的支援の展開を図るとともに、中長期的観点からの地域生活支援につながる支援を行う。

- ・高齢・障害重度化に伴う摂食・嚥下障害への対応と適切な食事サービスの提供
- ・行動障害や自閉症スペクトラム障害のある利用者への的確なアセスメント（事例検討）と支援展開
- ・登所が難しい利用者や家庭での支援困難ケースの相談支援とタイアップさせた家族支援の拡充
- ・利用者の人権擁護と不適切支援・行動制限廃止に向けての合理的配慮や意思決定支援の検討と試行
- ・地域社会（葛飾地区）における人権擁護に関する取り組みの拡充（虐待防止、生活困窮者支援と中間的就労の場の確保、成年後見、累犯触法障害者問題、HIV長期罹患患者受け入れ、被災地支援等）
- ・関係機関への働きかけによる新規利用者獲得と利用率向上による収入増と財務基盤の安定化
- ・グループホーム設立のための調査研究と設立準備の取り組み

- ・ボランティアの量的な確保と的確なコーディネート、および支援場面への導入と育成
- ・ケース記録（サービス提供記録）の適正化と効率的な入力・保存方法の検討と試行
- ・施設内無線LAN（Wi-Fi）やタブレット端末導入による支援向上策の検討と試行

(3) 福祉サービス第三者評価と苦情解決

サービスの維持向上は言うまでもないが、地域社会からの要請を受けた新しい取り組みも求められている。改善が求められた評価結果は、真摯に受け止め積極的な展開を進めたい。

要望や苦情申し立てに対する対応は、利用者の権利を擁護するとともに、利用者や家族、近隣地域等からの相談や苦情申し立てについて、武蔵野会苦情解決規程により苦情解決責任者、苦情受付担当者の対応の継続を行う（苦情解決責任者 施設長 金澤正義、苦情受付担当者 支援係長 本田直記）。

第三者委員会は、昨年に引き続き、葛飾地区3施設（きね川福祉作業所、白鳥福祉館、東堀切くすのき園）合同で行う。委員会は毎月開催とし、各施設を交替で回る。各施設からの報告と家族等から上がった要望、苦情等を取り上げ審議する。また、施設内を巡回し利用者、職員とコミュニケーションを図る。

(4) 情報開示

利用者情報は、プライバシー保護と人権擁護の観点から、情報開示規程に沿った取り組みの徹底を図る。施設運営全般の情報は、より多くの人たちに理解いただくことが重要であるため、利用者情報以外については、施設広報誌『くすのき』や公式ウェブサイト、SNSを利用し積極的な情報開示・発信を行う。事業所運営状況や事故・苦情情報については広報誌にて情報開示を行っていく。

(5) 特定計画相談支援事業

障害者総合支援法の理念に基づき、障害者特定相談支援事業を行う。本来は、地域福祉向上のため、障害児も含めた指定特定計画相談支援事業とするべきところだが、相談支援専門員の更なる養成を行い、充実した計画相談支援体制を構築するため、本年度も知的障害者を対象とした計画相談支援事業とする。

(6) 土曜登園日

利用者と家族の週末利用ニーズや余暇支援へのニーズに応えるため平成28年度も土曜日開所を継続実施する。土曜日の法人研修や行事等が増えつつあるが、週末利用の希望は依然としてある為、前年度並みで計画する。登園率が他の日に比べ低くなることが予想されるが、利用者人数に合致した支援企画や、ウィークデーに行えない催し物を地域の方々を交えて行うこと等を検討する。

(7) 予算計画

新規利用者1名を含む53名の現員（定員50名）からスタートするが、事業収入は前年度の利用実績を踏まえて89%の利用率で計上、サービス推進費を含む葛飾区からの補助金も前年度並みの想定で計上して予算を組み立てた。国の定めるサービス報酬改定やサービス推進費を含む葛飾区の補助金見直しの動向には十二分に留意し、人材育成と地元地域貢献を意識しながら、利用者の安定利用と職員の安定雇用を目指した収入増とコスト節減の経営努力を継続していく。

良質のサービス提供に必要な適正な職員配置と人材確保・維持のための人件費の確保に努めるほか、利用者宿泊旅行などは収支バランスと企画充実を考慮し利用者家族との相談の上で必要に応じて自己負担をいただくことも検討する。委託業者切り替えに伴う給食調理業務委託費、通所バス業務委託費の増や老朽化による備品を更新するための事業費・事務費支出の増額も組み入れた。固定資産取得支出については、厨房機器の更新や支援向上のための2階身障者トイレへの簡易ベッド導入を予定する。

拠点区分間繰入金については収支状況を踏まえながら、葛飾区との申し合わせによる最大額（総予算額の1%相当額）の拠出を目指す。

2. 職員配置計画（4月1日現在（ ）は有期契約職員。外数）

単位；人

		施設長	係長	主任	事務員	支援員	看護師	栄養士	合計
施設	男	1	1			7 (7)			9 (7)
	女			1	1	10 (8)	1	(1)	13 (9)
	計	1	1	1	1	17 (15)	1	(1)	22 (16)

このほか、嘱託医師3名（内科医、歯科医、精神科医）・理学療法士1名・音楽療法士3名を配置。

3. 施設利用計画

(1) 定員 50人 (現員53人)

(2) 性別・年齢別等 (4月1日現在) 単位；人

	~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	計
男	0	3	6	7	4	3	2	0	0	25
女	1	3	5	7	7	1	4	0	0	28
計	1	6	11	14	11	4	6	0	0	53

平均年齢：男33.0歳 女34.1歳 全体33.5歳

(3) 障害程度等 (4月1日現在) 単位；人

		愛の手帳													
		1度		2度		3度		4度		なし		小計		計	
身障手帳		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
	1級	2	2	1	9	1							4	11	15
	2級		1	3	4								3	5	8
	3級			1									1		1
	6級			2									2		2
	なし		1	15	11								15	12	27
小計		2	4	22	24	1						25	28	53	
小計		6		46		1						53			

(4) 支援程度 (4月1日現在) 平均区分 5.53 単位；人

	障害程度区分						
	6	5	4	3	2	1	計
男	11	13	1	0	0	0	25
女	19	8	1	0	0	0	28
計	30	21	2	0	0	0	53

4. 会議計画

(1) 施設内会議 当施設の運営並びに利用者支援の検討・決定を行うために実施する。

会議名	開催日	出席者	内 容
職員会議	月1回	全職員	施設運営全般に関する確認及び決定
個別支援計画会議 (ケース会議)	随時	全職員	利用者個別支援計画に関する検討、まとめ
医務会議	月1回	施設長・役職者・看護師(・専門職)	利用者健康状況の確認、施設内衛生管理の検討
給食献立会議	月1回	施設長・役職・栄養士 委託業者(業務、営業)	給食実施状況の検証、次月献立・行事食の検討等
役職運営会議	月1回	施設長・役職者	施設運営全般及び人材育成法人・地区関係の連絡調整等

リーダー会議	週1回	役職者(・管理職) 統括・グループリーダー	施設運営及び利用者の健康 グループの運営確認
防災会議	随時	役職者・防災担当	防災計画(BCP含む)及び 防災訓練計画検討、策定

\*上記以外で、必要に応じ随時担当者間で協議打ち合わせの機会を設定する。

## (2) 法人会議

会議名	開催日	出席者	内 容
施設長会議	隔月	施設長	法人運営及び事務連絡
事務会議	随時	施設長・事務員	事務に関する統一内容の検討及び確認
葛飾地区会議	月1回	施設長	地区運営全般について検討
地区役職会議	年3回	施設長・役職者	地区運営全般について検討
第三者委員会	月1回	施設長、第三者委員	地区運営全般について情報・意見交換

## 5. 研修計画

職員の資質向上を図るため、理念研修を基本とした施設内及び法人独自の研修会を実施する。また、外部研修にも積極的に参加し幅広い知識と専門性を持った職員の育成に努める。研修受講者は、施設職員にフィードバックを行う。特に、利用者支援に関しては、利用者の権利擁護や合理的配慮に関する研修、および行動障害や自閉症スペクトラム障害のある利用者の日常生活や地域生活支援についての研修への参加機会を保障し、学んだことをフィードバックさせながらケース会議等における事例検討を定期的に行うことで、職員の意識と支援スキル向上に努める。

### (1) 施設内研修

研修名	回数	参加者	研修名	回数	参加者
理念研修	年4回	全員	人権擁護	年1回	全員
HIV啓発研修	年1回	全員	人事制度	年1回	全員
トレーナー養成	年1回	リーダー他	接遇マナー	年2回	全員
リスクマネジメント	年3回	全員	施設長研修	年2回	全員

### (2) 法人研修

研修名	回数	参加者(対象職員)
新任職員研修	1	新採用職員
中途採用新任研修	1	中途採用職員
フォローアップ研修	随時	新採用職員
役職者研修	2	係長 主任
施設長研修	12	施設長
リーダー研修	1	グループリーダー
一般職員研修A	1	一般職員5年以下
一般職員研修B	1	一般職員6～10年
一般職員研修C	1	一般職員3級以上
接遇マナー研修ABC	3	全職員
ダイアログ研修	1	全職員
理念経営研修ABCD	4	全職員
倫理綱領等研修	1	全職員

人権擁護研修	1	全職員
リスクマネジメント研修A~F	6	階層別
虐待防止研修	1	全職員
成年後見制度	1	全職員
HIV啓発	1	全職員
メンタルケア研修	1	全職員
ハラスメント防止研修	1	全職員
ストレスマネジメント研修	1	全職員
看護師研修	1	看護師
栄養士研修	1	栄養士
マネジメント研修	4	施設長・役職者
トータル人事制度研修	1	新採用研修
記録の書き方	1	全職員
トレーナー養成研修	1	リーダー以上
累犯触法障害者問題	1	全職員
B C Pマネジメント研修	1	推進担当者
ホスピタリティー研修	1	全職員
自閉症ケア	1	全職員
介護技術	1	全職員
財務会計	4	施設長・役職者・事務員
武蔵野会セミナー	1	全職員

### (3) 外部研修他

研修名	参加者	研修名	参加者
栄養士研修	栄養士	相談支援専門員養成研修	支援員
サービス管理責任者養成研修	支援員	強度行動障害支援者養成研修	支援員
吸痰・胃ろう等特定業務研修	支援員	自閉症支援専門研修	支援員

## 6. 保守点検計画

### (1) 建物維持管理及び保守点検関係

夜間・休日は無人となるため、建物警備は専門業者と機械警備の契約を結ぶ。また、地元町会（仁隣町会）への会議室貸し出しのため、警備会社と2種類の警備方式を継続契約する。このほか各種法定点検に基づいて業者との業務委託契約を結ぶ。

保守点検内容	回数	実施
機械警備	終業時	業者年間委託
建物定期清掃（各所）	契約による	
消防設備・非常通報装置	年2回	
シャッター設備	年2回	
エレベーター設備	年12回	
自動扉	年1回	
電話交換機設備	年1回	
害虫駆除	年3回	
植栽剪定・消毒	年2回	
コピー機等事務機器	随時	

(2) 修繕関係

- ①「2階屋上キュービクル床面防水工事」
- ②「建物西側外壁塗装工事」
- ③「2階障害者用トイレ改修（簡易ベッド設置）」

他、小破修理については予算を確認し適宜検討実施する。

(3) 車輛保守点検

常時整備された状態で使用できるよう日頃から点検業務に努める他、職員の安全運転教育を徹底し、事故防止に努める。

(4) 業務委託

施設運営における 6. (1) の業務委託の他、利用者直接支援に関する給食および送迎の業務委託契約を結び、利用者支援向上および事故防止のために委託業者と連携を保ち指導監督を怠らない。また、業務効率化・合理化の観点から日常的な施設内清掃も業務委託を継続する。

7. 固定資産物品・備品購入計画

- (1) 身障者用トイレ折り畳み簡易ベッド
- (2) 老朽化した厨房機器更新

8. ボランティア受け入れ計画

経営目標に掲げたボランティア受け入れに取り組む。量的な確保と的確なコーディネート、および支援場面への導入と育成を通じて、利用者支援の幅と質を向上させるとともに、地域社会における福祉マンパワーの育成や自施設・法人を含む福祉施設における人材確保につなげる。生活困窮者支援のための中間的就労の場の確保という観点も意識していく。

9. 実習生受け入れ計画

福祉施設および公益法人としての社会的役割(責任)の観点、および福祉的人材の育成と確保を目指し、現場の利用者支援に支障を来さない範囲で積極的に実習生を受け入れる。

10. 家族（保護者）との連携

- (1) 利用者の自己実現のため、相互に協力をおこなう。
- (2) 家族会を月1回開催し、相互の情報交換に努めるとともに、法人の情報提供を行う。
- (3) 各種交流会や行事等への参加協力体制を整える。
- (4) 個人面談を年2回以上実施し、日常的な相談については随時受けていく。
- (5) 連絡帳を毎日記入し、支援状況の開示と承認、施設と家庭の連絡及び情報交換を適切に行う。
- (6) 家族のニーズ調査（満足度調査）を行う。
- (7) 家族支援を積極的にすすめる。利用者支援を基本にしながらも、利用者を介した家庭で起こる様々な出来事に、家族支援という形で可能な限り取り組み、必要に応じてアウトリーチをかけながら相談支援を行う。施設側の専門性を活かし、必要に応じて行政機関と連携を図りながらトータルな支援を行う。
- (8) 平成28年度より、利用者の権利擁護の観点から、従来の保護者会という名称から、家族会という名称を使用することとする。

11. 地域交流計画及び行事計画

(1) 施設の社会的役割

①地域ニーズに即した施設運営

地域社会に存在する様々な福祉ニーズへの対応と、心身障害者の理解と福祉啓発を深めるための基盤づくりを意識し、各種相談業務や公開講座、タウンミーティングの定期開催、地域交流行事への積極的な参加・参画等を通じて、地域に必要とされる社会資源（拠点）としての施設づくりを目指す。

②施設機能の開放

地域との連携を深め、地域に開かれた施設を目指す取り組みとして、利用者支援に支障がない範囲で地元町会（仁隣町会）に施設設備を解放するなど、地域福祉の拠点づくりを進める。

③施設見学およびボランティアの受け入れ

利用者の人権とプライバシーに配慮しながら、積極的に見学者やボランティアを受け入れ、利用者

および施設の理解と地域福祉への啓発を図る。

(2) 地域交流計画（行事）

- ① 東立石さくらまつり（出店参加） 4月17日（日）終日
- ② 第35回亀参まつり（出店参加） 6月 4日（土）～5日（日）
- ③ 第15回くすのき祭 11月26日（土）
- ④ 第56回お花茶屋ふるさとまつり（出店参加） 8月 1日（月）～ 8月 3日（水）
- ⑤ 第2回くすのきART展 日程未定

(3) 施設内行事

- ① 宿泊旅行（一泊二日） 9月30日～10月1日、10月14日～15日（どちらも金～土）
- ② クリスマス会 12月17日（土）
- ③ 新年会（餅つき・獅子舞） 1月 6日（金）
- ④ 新成人を祝う会 1月 6日（金）（新年会同日開催）

12. 防災避難訓練計画

実施月	訓練種別	訓練内容
4月	避難訓練	避難経路確認・施設内避難訓練・避難名簿の確認
5月	部分訓練	消火器実地訓練・避難誘導訓練
6月	防災講習会	防災ビデオ・講習会を通じ防災意識向上
7月	避難訓練	非常外階段を利用した避難訓練
8月	部分訓練	消火器具の点検及び避難訓練
9月	地震想定訓練	広域避難場所への避難誘導
10月	部分訓練	防災器具の扱い・非常放送設備点検
11月	通報・避難訓練	通報・消火・避難誘導、避難通路状況把握
12月	救急法講習会	誤飲時の対応、人工呼吸法の講習・訓練
1月	部分訓練	消防器具の取り扱い・火気使用の注意事項
2月	初期消火・避難訓練	消火器取り扱い及び実地訓練
3月	避難訓練	通報・消火・避難誘導

13. 給食計画

委託業者と連携を図り、利用者にとって目でも口でも味わえ、通所の楽しみとなり、かつ適切な栄養が補給できる食事を提供する。毎月行われる献立会議では、利用者の意向を反映した献立となるよう積極的に取り組むとともに、選択食・特別食・行事食等の充実に向けて検討を行う。咀嚼・嚥下に課題のある利用者については、医師および看護師、栄養士による摂食・栄養指導を行うほか、必要に応じて訪問医療による嚥下内視鏡検査(VE)を実施する。

- ・衛生管理に十分注意し、食中毒の発生を防止する。常時、消毒薬を設置し手指の消毒を行う。
- ・咀嚼が十分でない利用者には、きざみ食・やわらか食・ペースト食・軟菜食等を提供する。
- ・疾病等のある利用者については献立会議で検討し、医師の指示に基づく看護師、栄養士等で家族を含めた栄養指導を実施し改善に努める。
- ・嗜好、残菜調査を適宜実施し、献立作成時の基礎資料とする。
- ・明るく楽しい食事となるよう、食堂内環境整備に努める。
- ・年3回の害虫駆除を実施する。
- ・栄養士、調理従事者に対して月1回の細菌検査を実施する。
- ・栄養給与目標量は、熱量690kcal、たんぱく質23g、脂質19g、塩分3.3gとする。

(1) 年間計画に基づく実施事項

- ① 主食セレクト 月に1回の割合でごはんまたはロールパン等の選択食を実施する。
- ② 主菜セレクト 3ヶ月に1回の割合で実施する。

(2) 行事食

- ① クリスマス会 12月17日（土）
- ② 新年会・新成人を祝う会 1月6日（金）
- ③ その他、季節行事食

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (3) バイキング給食（お楽しみ給食）  | 年2回（6月・11月） |
| (4) 残滓調査             | 9月          |
| (5) 家族対象試食会          | 年1回（3月予定）   |
| (6) 嗜好調査             | 11月         |
| (7) ティールーム（ケーキバイキング） | 3月          |

#### 14. 保健計画

##### (1) 日常の健康管理

利用者の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に務める。また、サービス提供中に異状が認められた場合は、必要に応じて静養等の対応を行う他、状況により緊急連絡先（家族）等へ連絡するなど事前の打ち合わせ方法により、適切な処置を行う。

吸引・吸痰、胃ろう・経鼻栄養等医療的ケアの必要な利用者の受け入れを担当医・嘱託医との連携のもとに受け入れ、多職種連携のもと咀嚼と嚥下に課題のある利用者の支援に力点を置く。

- ①手洗い、うがいを励行し風邪等の疾患を予防する。
- ②慢性疾患、特定疾患の注意事項を周知する。
- ③利用者用内服薬の管理及び常備薬の取り扱いに万全を期す。
- ④吸引・吸痰・胃ろう・経鼻栄養の特定業務に従事できる職員の育成を計画的に進める。

##### (2) 定期健診

###### ①体重、血圧測定

- ・体重は月の第1週に1回測定し、各家庭に報告する。変動の大きなケースは相談支援につなげる。
- ・血圧測定は必要な利用者のみ行う。

###### ②定期健康診断（年2回） 委託業者（葛飾健診センター等）と契約し、健診車両でのレントゲン検査を行うなど、利用者極力負担を掛けないかたちで行う総合検診と、内科嘱託医による聴打診を実施。終了後家庭へ報告を行い、健診結果によっては精密検査や医療機関の受診を勧め、健康増進に努める。

健診科目＝身長・体重・血圧・血液・検尿・レントゲン・心電図・視力・聴力・聴打診・感染症

- ③聴打診検査 嘱託内科医による聴打診検査を実施
- ④細菌検査 年2回 0-157及びサルモネラ菌等
- ⑤歯科検診 年2回 嘱託医による口腔内検診と衛生指導

##### (3) 嘱託医来園日

- ①内科医：月2回 木曜日午後（健康チェックと相談）※医師は葛飾区からの推薦
- ②精神科医：月1回 火曜日午後（健康チェックと相談）
- ③歯科医：年2回 歯科健診（口腔内のチェックと衛生指導）※歯科医は葛飾区からの推薦

##### (4) 講師（非常勤契約による）

- ①理学療法士：週1回 機能訓練
- ②音楽療法士：年48回 音楽療法

以上